

平成28年度 市・県民税(国民健康保険税) 申告書記入の手引き

平成28年度の市・県民税は、平成27年1月1日から12月31日までに生じた所得について、平成28年1月1日現在伊東市に居住していた人が、市へ申告し、納税することになっています。

申告の際は、この手引きを参考にいただき、申告期限の**平成28年3月15日**までに提出してください(郵送可)。

平成27年中に所得がなかった人へのお願い

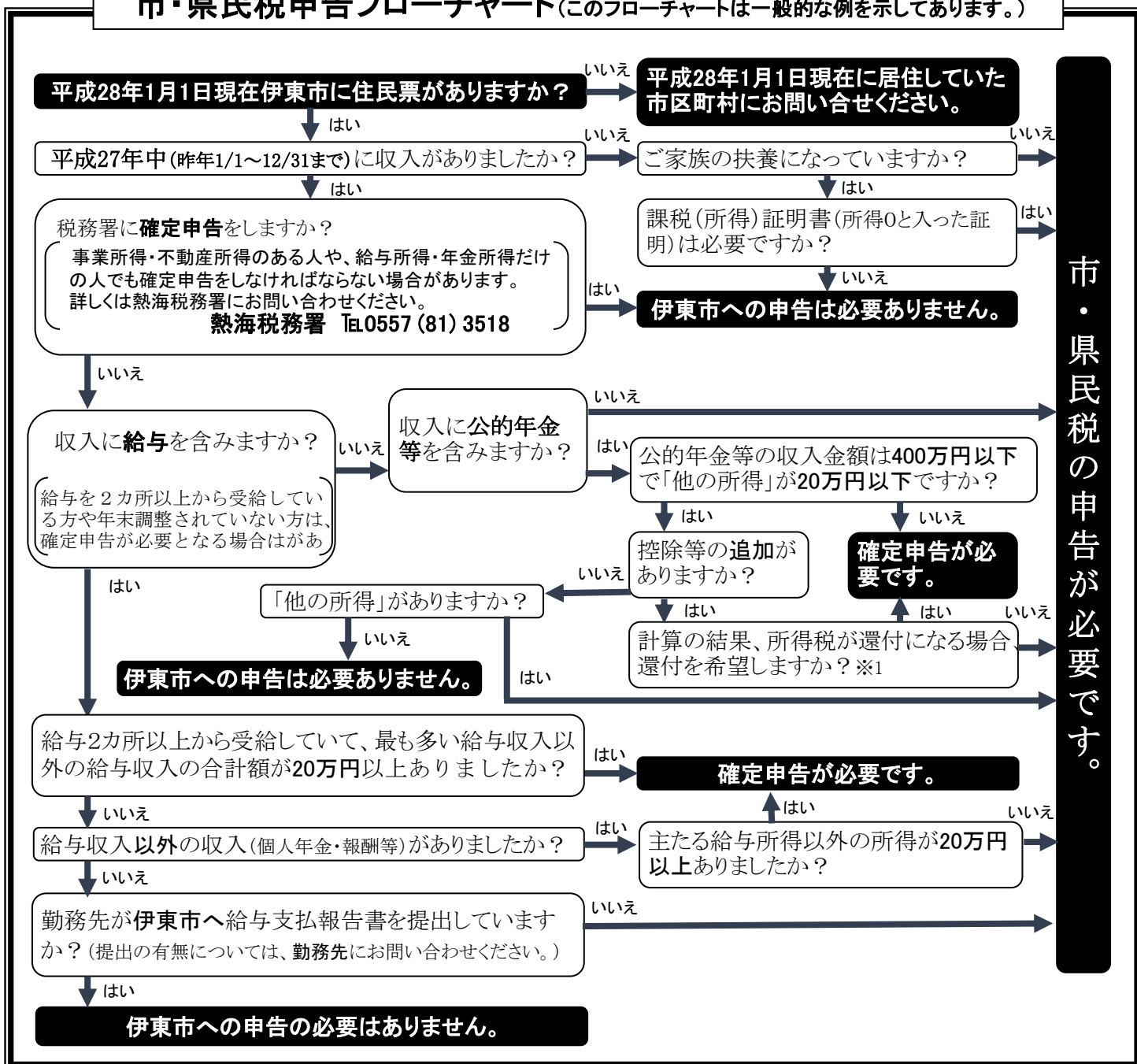
平成27年中に所得がなかった人でも、申告をすることにより、非課税証明書の発行、国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の算定(軽減の判定)等の基礎資料となりますので、申告書裏面の該当箇所を記入し、提出してください。詳しくは【所得が無かった方は・・・】の欄を参照ください。

市・県民税申告に関する注意点

確定申告をする場合は、市・県民税申告は不要です。

また、市・県民税申告は各出張会場でも申告することが出来ます。各出張会場の開催日程については、広報いとう2月号に掲載されています。

市・県民税申告フローチャート(このフローチャートは一般的な例を示してあります。)



市・県民税の申告が必要です。

※1 還付に該当するかは税務署に確認してください。

●所得控除の内訳(計算方法) ※人的控除は内側に記載があります。

物的控除の種類	控除額の計算方法(前年中に自己または自己と生計を一にする人が支払った額が対象になります。)	
雑損控除	①(損失額-保険金等による補てん額)-総所得金額等の合計額×10% ②災害関連支出の合計額-5万円	①②のいずれか大きいほう
医療費控除	(支払った医療費の額-保険金等の補てん額)- { (①10万円) (②総所得金額等の5%) }	①②のいずれか小さいほう (最高限度額200万円)
社会保険料控除	支払った社会保険料金額全額	
小規模企業共済等掛金控除	支払った掛金額全額	

生命保険料控除 計算シート

生命保険料控除	一般生命保険料	新保険料の計を計算式Ⅰで計算(限度額40,000円) ①	計(①+②)(限度額40,000円) ③		
		旧保険料の計を計算式Ⅱで計算(限度額50,000円) ②	②と③のいずれか大きい金額 ◆		
	介護医療保険料	保険料の計を計算式Ⅰで計算(限度額40,000円) ★			
	個人年金保険料	新保険料の計を計算式Ⅰで計算(限度額40,000円) ④	計(④+⑤)(限度額40,000円) ⑥		
		旧保険料の計を計算式Ⅱで計算(限度額50,000円) ⑤	⑤と⑥のいずれか大きい金額 ●		
計算式Ⅰ(新保険料等用)	支払額	計算式Ⅱ(旧保険料等用)		複数ある場合は、それぞれ計算して合計。 (最高限度額120,000円)	
	控除額	支払額	控除額		
	20,000円以下	全額	25,000円以下		全額
	20,001円~40,000円	支払額×1/2+10,000円	25,001円~50,000円		支払額×1/2+12,500円
	40,001円~80,000円	支払額×1/4+20,000円	50,001円~100,000円		支払額×1/4+25,000円
80,001円以上	一律 40,000円(限度額)	100,001円以上	一律 50,000円(限度額)	(◆+★+●) ⑥5へ転記	

種類	支払額	控除額	
①地震保険料	50,000円以下	全額	1つの契約で①②両方の契約がある場合、いずれか大きい金額 ①②両方が別契約である場合はそれぞれ計算した合計額 (最高限度額50,000円)
	50,001円以上	50,000円(限度額)	
	10,000円以下	全額	
②旧長期損害保険料	10,001円~20,000円	(支払額×1/2)+5,000円	
	20,001円以上	15,000円(限度額)	
寄附金控除	①共同募金会等に対する寄附金の額-2,000円 ②総所得金額等の40%の金額-2,000円		①②のいずれか小さいほう ※寄附金額の内、地方団体(都道府県、市町村、特別区)や住所地の共同募金会や日本赤十字支部及び市県の条例で指定した寄附金について、2千円を超える寄附金がある場合は、寄附金額の内訳欄に記入してください。

●所得が無かった方は・・・

1 申告書記載例の網掛け部分を記載の上、申告書の所得の合計欄「⑧6」に「0」と記入してください。

2 扶養している人がいる場合、氏名、続柄、生年月日、居住形態、障害の項目を記入してください。

3 申告書の裏面に「所得の無かった方の記載欄」がありますので、右記記載例を参考に記入してください。

9 所得のなかった方の記載欄(表面の配偶者・扶養親族の控除欄に記入された方を除く)

前年(平成27年)中、所得のなかったことを次により○をつけ、記入してください。

① 下記の者から扶養・援助を受けていた。

氏名 市税 二郎 ② 32-1271

住所 伊東市××町1-1 続柄(子)

2 学生の場合(学年は平成27年12月31日現在で記入)

学校名 _____ 年(年 月卒業見込)

3 生活保護法による生活扶助を受けていた。
(昭和 平成 年 月 日から平成 年 月 日まで)

4 雇用保険法による失業給付を受けていた。
(平成 年 月 日から平成 年 月 日まで)

5 非課税年金を受給していた。
イ 遺族年金 ロ 障害年金 ハ その他
(支給元 年間受給額 円)

6 その他
(前年中の生活状況等をできるだけ詳しく記入してください。)

代筆の場合は、代筆者の氏名・続柄・連絡先を記入
氏名 _____ 印 続柄()
連絡先 ☎()

●参考<市民税・県民税と所得税の所得控除比較表>

区分	所得税	市民税・県民税	区分	所得税	市民税・県民税		
医療費控除	同額		寡婦控除	一般	270,000円	260,000円	
社会保険料控除	同額			特別	350,000円	300,000円	
小規模企業共済等掛金控除	同額		寡夫控除		270,000円	260,000円	
生命保険料控除(限度額)	一般分	新	勤労学生控除		270,000円	260,000円	
		旧			270,000円	260,000円	
	介護医療分			障害者控除	普通障害	270,000円	260,000円
					特別障害	400,000円	300,000円
	個人年金分	新		同居特別障害		350,000円	230,000円
旧			350,000円		230,000円		
一般+介護+年金	120,000円	70,000円	配偶者控除	一般	380,000円	330,000円	
地震保険料控除(限度額)	地震	50,000円	25,000円	老人	480,000円	380,000円	
	旧長期	15,000円	10,000円	配偶者特別控除(限度額)	380,000円	330,000円	
	地震+旧長期	50,000円	25,000円	扶養控除	老人	480,000円	380,000円
寄附金控除 ※市民税・県民税に係る寄附金控除は平成21年度より所得控除から税額控除に改められました。	特定寄附金-2千円	地方団体や住所地の共同募金会及び日赤支部に対する寄附金-2千円	同居老親等		580,000円	450,000円	
			特定		630,000円	450,000円	
			一般	380,000円	330,000円		
			基礎控除	380,000円	330,000円		

給与所得

給与、賃金、賞与などの所得

給与所得の計算

収入	所得
1円～	0円
650,001円～	収入額－650,000円
1,619,000円～	969,000円
1,620,000円～	970,000円
1,622,000円～	972,000円
1,624,000円～	974,000円
1,628,000円～	収入額(※1)×2.4
1,800,000円～	収入額(※1)×2.8－180,000円
3,600,000円～	収入額(※1)×3.2－540,000円
6,600,000円～	収入額×0.9－1,200,000円
10,000,000円～	収入額×0.95－1,700,000円
15,000,000円～	収入額－2,450,000円

※1…給与収入額を4で割って、千円未満の端数を切り捨てる

公的年金等の所得

国民年金、厚生年金、共済年金

などの公的年金の所得

公的年金所得の計算(※小数点以下切り捨て)

65歳以上(昭和26年1月1日以前生まれ)

収入	所得
1円～	0円
1,200,001円～	収入額－1,200,000円
3,300,000円～	収入額×0.75－375,000円
4,100,000円～	収入額×0.85－785,000円
7,700,000円～	収入額×0.95－1,555,000円

64歳以下(昭和26年1月2日以後生まれ)

収入	所得
1円～	0円
700,001円～	収入額－700,000円
1,300,000円～	収入額×0.75－375,000円
4,100,000円～	収入額×0.85－785,000円
7,700,000円～	収入額×0.95－1,555,000円

事業所得

営業・・・小売業、製造業、外交員など

農業・・・農産物の生産など

不動産・・・家賃、地代など

利子所得

公社債、預貯金の利子など(分離課税分を除く)

配当所得

株式や出資の配当など

その他雑所得

個人年金やシルバー人材センターなど

一時所得

生命保険の満期返戻金、賞金、懸賞金など

総合譲渡所得

不動産以外の資産の譲渡

山林所得

山林の譲渡

退職所得

退職金

分離(譲渡・株式・配当)

申告分離課税方式を選択した
上場株式等に係る配当など

※給与・事前金にお事業以外
の所得を合わせ持ち、
こちらの方へ

記載例

伊東市長 平成 年 月 日提出 **平成28年度** 市民税・県民税 申告書 国民健康保険税 申告書 は必須項目です。

伊東市受付印 28

現住所	伊東市大原2-1-1	フリガナ	イトウ クラウ	個人コード	
1月1日の住所	伊東市 同上	氏名	伊東 太郎	個人コード	
電話番号	0557-32-1271	職業(勤務先)		生年月日	明治・大正(昭和)平成 20年1月1日

	① 収入金額	② 必要経費	③ 専従者控除額	所得金額(①-②-③)
営業等				⑪
農業				⑫
不動産				⑬
配当(総合)				⑭
給与	源泉徴収票のない方は、裏面に記入してください。	特定経費	給与収入	⑮ 1,825,684
雑所得	公的年金等 同封の「書き方」をご覧ください	年金収入	⑯ 1,342,348	⑰ 142,348
総合譲渡・一時	⑲ 短期所得金額	⑳ 長期所得金額1/2前	㉑ 一時所得金額1/2前	㉒ ㉓+(㉒+㉓)×1/2
	⑪ + ⑫ + ⑬ + ⑭ + ⑰ + ⑱ + ㉒ + ㉓ + ㉔ + ㉕		合計	⑲ 1,239,148

山林・退職・分離(譲渡・株式・配当)	種目	① 収入金額	② 必要経費	特別控除額

雑損控除	損害原因	損害月日	① 損害金額	② 補てんされる金額	雑損控除額
					⑬

医療費控除	① 支払医療費	② 補てんされる金額	③ 差引負担額	医療費控除額
				⑭

社会保険料控除	国民健康保険税	国民年金保険料	介護保険料	後期高齢者医療保険料	その他	社会保険料控除額
	35,400		23,000			58,400

小規模企業共済等掛金控除	支払った第一種共済掛金と心身障害者扶養共済掛金との合計額	小規模企業共済等掛金控除額

生命保険料控除	① 新生命保険料の計	② 新個人年金保険料の計	③ 介護医療保険料の計	生命保険料控除額
	13,336	3,337	27,854	105,012

地震保険料控除	地震保険料の計	④ 旧長期損害保険料の計	地震保険料控除額
	40,000	35,000	50,000

寄附金控除	寄附先名称	寄附金額	寄附金額の内訳	寄附金控除額(所得税)

本人該当欄	寡婦・寡夫控	死別・離別・生死不明・未婚遺	勤労学生控	障害者控	控除額
					0,000
	本人障害	身・精・療(級)			75,000

配偶者控除	氏名	生年月日	居住形態	障害	配偶者	控除額
	伊東 花子	明治・大正(昭和)平成 22.3.6	同居・別居	身・精・療(級)	㉖	38,000

配偶者特別控除	配偶者の収入	配偶者の所得	配特	控除額
			㉗	0,000

扶養控除	氏名	続柄	生年月日	居住形態	障害	扶養基礎	控除額
	イトウ ヅクラ	子	明治・大正(昭和)平成 50.2.22	同居・別居	身・精・療(級)	㉘	38,000
	伊東 さくら	子	昭和・平成 50.2.22	同居・別居	身・精・療(級)	㉙	380,000

年少扶養	氏名	続柄	生年月日	居住形態	障害	扶養基礎	控除額
	イトウ セイ	孫	平成 15.1.10	同居・別居	身・精・療(級)	㉚	38,000
	伊東 静太	孫	平成 . . .	同居・別居	身・精・療(級)	㉛	38,000

●注意●
申告書の控除額は、すべて「**所得税の控除額**」で記入してください。
ただし、市民税・県民税を計算する際は、申告に基づき「**市民税・県民税の控除額**」に置き換えて計算する為、申告時とは控除額が異なります。
所得税と市民税・県民税の控除額の差異につきましては、裏面「比較表」を参照ください。

徴収方法の選択(給与所得及び公的年金等にかかる所得以外の市・県民税の徴収方法) 希望する番号を○でかこんでください。
1 特別徴収(給与から差し引く) 2 普通徴収(本人が納める)

申告に必要なもの

- ◆印鑑(認印可)
- ◆源泉徴収票(平成27年分の給与、公的年金等がある人)
- ◆その収入や必要経費の算定基礎となる帳簿や領収書などの資料

の控除についての
計算方法は裏面に記載されています。

雑損控除

平成27年中に受けた災害等による資産の損失
〔必要書類〕控除に係る証明書

小規模企業共済等掛金控除

支払った掛金額
〔必要書類〕掛金額を証明する書類

生命保険料控除

申告者本人や生計を一にする親族の為に
支払った生命保険料など
〔必要書類〕生命保険料控除証明書
※裏面「生命保険料控除計算シート」をご利用ください

寄附金控除

平成27年中に支払った寄附金
〔必要書類〕寄附金控除証明書

寡婦(夫)控除

夫(妻)と死別、離別している人、
または夫(妻)が生死不明の人

種類	要件	控除額
一般寡婦	①夫と死別、離別、夫が生死不明の人で、「扶養親族」又は「所得が38万円以下の生計を一にする子」を有している場合 ②夫と死別、夫が生死不明の人で、合計所得金額が50万円以下の場合	27万円
特別寡婦	一般寡婦に該当する人で、合計所得金額が50万円以下で、かつ「扶養親族である子」を有する場合	35万円
寡夫	妻と離別、死別、妻が生死不明の人で、合計所得金額が38万円以下の生計を一にする子を有し、かつ、本人の合計所得金額が50万円以下の場合	27万円

配偶者控除

生計を一にする配偶者で合計所得金額が
38万円以下の人を扶養している場合

種類	配偶者の年齢(※1)	控除額
一般	70歳未満	38万円
老人	70歳以上	48万円

扶養控除

生計を一にする親族で合計所得金額が
38万円以下の人を扶養している場合

種類	年齢(※1)	控除額
年少	16歳未満	—(※2)
一般	16歳以上 19歳未満	38万円(※3)
特定	19歳以上 23歳未満	63万円
一般	23歳以上 70歳未満	38万円
老人	70歳以上	48万円
	同居の直系尊属(父母・祖父母)	58万円

基礎控除

すべての納税義務者

控除額	38万円
-----	------

医療費控除

申告者本人や生計を一にする親族の為に
平成27年中に支払った医療費
〔必要書類〕領収書など

社会保険料控除

支払った社会保険料
(健康保険料、国民健康保険税、介護保険料、
後期高齢者医療保険料、公的年金掛金 など)
〔必要書類〕領収書、納入証明書など

地震保険料控除

申告者本人や生計を一にする親族の為に
支払った地震保険料など
〔必要書類〕地震保険料控除証明書

勤労学生控除

平成27年12月31日時点の状況で判定
合計所得金額が65万円以下で、
給与所得等以外の勤労によらない
所得が10万円以下の学生
〔必要書類〕学生証など

障害者控除

平成27年12月31日時点の状況で判定
本人、本人の控除対象配偶者
または、扶養親族が障害者
〔必要書類〕障害者手帳など

種類	要件	控除額
一般障害	下記の特別障害に当てはまらない人で、障害者控除の要件に当てはまる人(療育手帳、精神障害者手帳、身体障害者手帳、戦傷病者手帳を持っている人など)	27万円
特別障害	障害者のうち所持する手帳の区分が療育手帳A、精神障害1級、身体障害1・2級、戦傷病者特別項症から第3項症までの人など	40万円
同居特別	扶養親族又は控除対象配偶者が同居の特別障害者である場合 特別障害者控除の額に35万円を加算	75万円

配偶者特別控除

生計を一にする配偶者で合計所得金額が
38万円超76万円未満の場合
(本人の合計所得金額1,000万円以下)

配偶者の合計所得金額	控除額
380,001円～	38万円
400,000円～	36万円
450,000円～	31万円
500,000円～	26万円
550,000円～	21万円
600,000円～	16万円
650,000円～	11万円
700,000円～	6万円
750,000円～	3万円
760,000円～	0万円

- ※1 平成28年1月1日時点の年齢で判定
- ※2 平成24年度から扶養控除が廃止となりました
ただし、非課税判定の為、申告は必要となります
- ※3 平成24年度から上乗せ部分廃止となりました

※本紙「記入の手引き」に掲載の「控除額」は、すべて「**所得税控除額**」で表示しています